

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊交規第701号

令和元年12月12日

ゾーン30の整備方針について（通達）

生活道路におけるゾーン対策の方向性として、別添のとおり「ゾーン30の整備方針について」（令和元年11月28日付け警察庁丁規発第120号）が発出され、これまでの整備方針を継続するとともに、

○ 未就学児の移動経路やキッズゾーンを踏まえたゾーンを検討する

○ 道路管理者との連携を図り、物理的デバイスの設置を一層推進する

こととされたので、各警察署にあっては、その趣旨に基づきゾーン30の整備に努められたい。

また、本県におけるゾーン30と生活道路対策エリアの整合状況については、別途通知する。

なお、「ゾーン30の推進について（通達）」（平成29年2月28日付け熊交規第170号）は、本通達の発出をもって廃止する。

※ 警察庁通達「ゾーン30の整備方針について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。